

# 「一関市障がい者プラン2024」の概要

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」

## 基本理念

### 1 計画策定の趣旨

- 当市では、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした、「一関市障がい者福祉計画」等の関連計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。
- 令和5年度までを計画年度としていた関連計画の期間終了にともない、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら、地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに『一関市障がい者プラン2024』を策定し、各種施策を推進していきます。

### 2 計画の位置付け

- 現在の障がい者福祉計画及び障がい福祉計画が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、「第4期障がい者福祉計画」と「第7期障がい福祉計画」を策定します。
- 児童福祉法の改正により、障がい児福祉サービスなどの見込み量を定める「第3期障がい児福祉計画」をあわせて策定します。
- なお「第4期障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の3つの計画をもって、『一関市障がい者プラン2024』という名称とします。

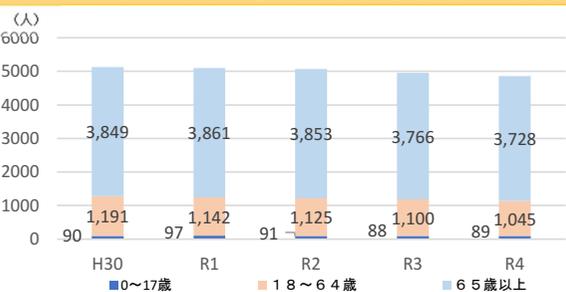
### 3 一関市の障がいのある方の状況

#### 3-1 手帳所持者数



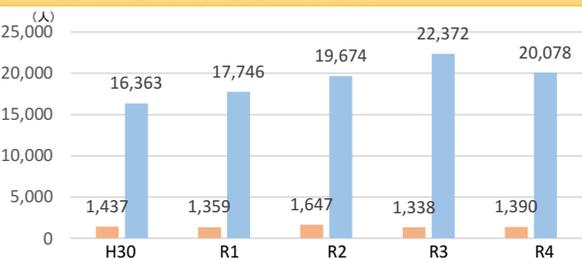
- 身体障害者手帳所持者数は令和4年度末現在4,862人で、平成30年度からの推移をみると、やや減少傾向
- 知的障害者(児)の療育手帳所持者は令和4年度末現在1,308人で、平成30年度からの推移をみると、増加傾向
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の数は令和4年度末現在1,170人で、平成30年度からの推移をみると、増加傾向

#### 3-2 年齢3階層別人口の構成比の推移 (身体障害者手帳)



- 令和4年度末の年齢構成別では、18歳未満が89人、18歳以上は4,773人、このうち65歳以上は、3,728人で全体の76.7%

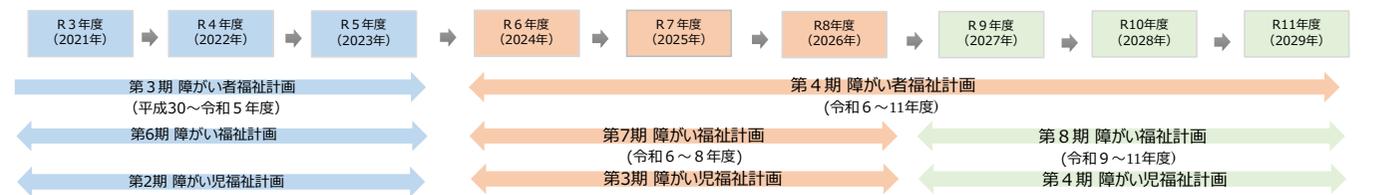
#### 3-3 障がい者相談支援事業の利用状況



- 障がい者、その家族などから障がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や必要な援助を行う相談支援事業は、年々増加傾向があったが、令和4年度において減に転じた。(相談支援委託事業所10箇所 (令和5年3月末))

### 4 計画の構成と計画期間

一関市障がい者プラン2024	第4期障がい者福祉計画 (令和6~11年度)	第7期障がい福祉計画 (令和6~8年度)	第3期障がい児福祉計画 (令和6~8年度)
	障害者施策の基本目標と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画	成果目標と障がい福祉サービスなどの見込量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する個別の実施計画	成果目標と障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する個別の実施計画



### 5 計画の考え方

#### 地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域をともにつくりていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的な支援体制の構築を進めます。

#### 新しい日常の推進

感染症に備えた対策を常に意識していく「感染症との共存」や「新しい技術や新しい視点を活用した新しい日常の推進」などに取り組んでいきます。

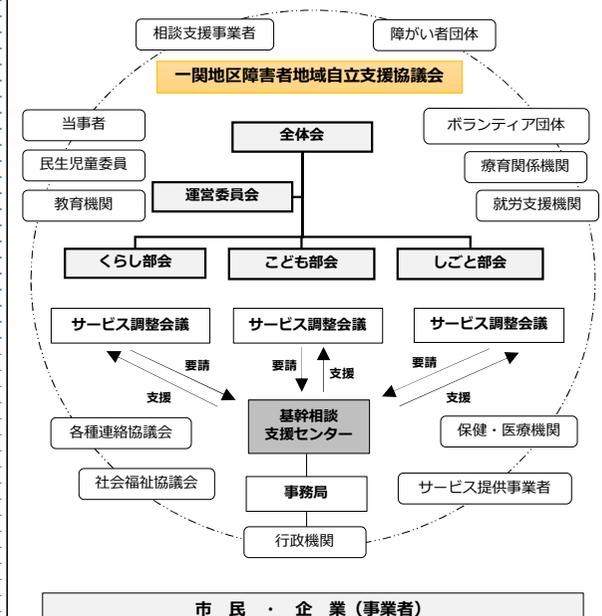
#### SDGsの推進

SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念を踏まえ、持続可能な障がい福祉施策を推進します。

#### 情報通信技術 (ICT) の活用

福祉サービスに限らずあらゆる分野において、情報通信技術 (ICT) の活用により、業務の効率化や人材不足の解消が期待できることから、その活用を検討し取組を進めます。

### 6 計画の推進体制



「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」を目指して各種施策の推進に取り組めます。

お互いの人格と個性を尊重し支え合い、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域共生社会の実現

# 基本的施策の方向性と主な取り組み

## 第4期障がい者福祉計画

この計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものです。

### 1 権利擁護・相談支援体制の充実

・障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を支援しながら相談支援体制の充実を図ります。

- 1-1 権利擁護（不利益な取扱いの解消、合理的配慮の提供、成年後見制度の普及・推進、虐待防止など）
- 1-2 相談支援体制の充実・強化

（相談支援事業所・基幹相談支援センターの有機連携の促進、地域自立支援協議会の充実など）

- 1-3 多様な障がいへの対応（発達障がい者（児）・難病患者・医療的ケア児、強度行動障がい者などへの対応など）

### 2 ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）

・保健、教育、医療、福祉等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ切れ目のない一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めます。

- 2-1 予防と早期発見（母子保健の充実、健康づくりの推進など）
- 2-2 療育の充実（子育て支援の充実、早期療育の場の充実など）
- 2-3 教育の充実（特別支援教育の拡充、福祉教育の推進など）
- 2-4 医療・保健との連携（精神障がい者への対応、障がい者に配慮した医療の提供など）

### 3 自立と社会参加の促進

・障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。

- 3-1 就労の場の確保（一般就労機会の拡大、福祉的就労の場の拡充、農福連携の推進など）
- 3-2 社会参加の促進（活動・交流の場の確保、障がい者団体の活動支援など）
- 3-3 市民理解の促進（心のバリアフリーの推進、健常者との交流事業の推進、福祉施設でのボランティア体験の充実など）
- 3-4 情報提供の充実（障がい者に配慮した情報提供の充実など）

### 4 安心して暮らせる地域づくり

・障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても生命身体安全確保が図られるよう支援体制整備に努めます。

- 4-1 障がい福祉サービスの充実（事業所職員等の人材育成・職員確保支援など）
- 4-2 地域移行の推進（施設・病院からの地域移行の推進など）
- 4-3 地域生活を支える担い手の確保（ボランティア活動等の推進など）
- 4-4 住まみやまちのユニバーサルデザイン化の推進（暮らしやすい住まいづくりの推進、障がい者の外出支援の充実など）
- 4-5 防災・防犯対策の充実（災害時の支援体制の充実など）

## 主なサービス量の見込み（令和6年度～令和8年度）

### 第7期障がい福祉計画

### 第3期障がい児福祉計画

3か年で必要とされるサービス見込み量を設定

### 第7期障がい福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

#### ●施設入所者数

	項目	数値
(ア)	令和4年度末入所者数	263人
(イ)	令和8年度末入所者数	263人

#### ●一般就労移行

	項目	数値
	令和8年度末就労定着支援事業利用者数	3人

※現状維持

### ●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	目標	備考
精神障がいにも対応した、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のための関係者との協議の場において目標設定および評価を実施	年3回	圏域（一関市・平泉町）で実施

### ●地域生活支援拠点施設整備

内容	目標	備考
住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていけるよう各種支援機能を備えた拠点施設の整備（グループホーム・相談支援・生活介護・就労系サービスの一体的な提供；機能連携も可能）	1か所	圏域（一関市・平泉町）で1か所面的整備

### ■障がい福祉サービスの必要見込み量

サービス種類	利用者数(人/月)		伸び比 (R8/R4)
	R4	R8	
① 訪問系サービス	183人	192人	1.0
② 日中活動系サービス	1,130人	1,324人	1.1
③ 居住系サービス	441人	457人	1.0
④ 相談支援	245人	311人	1.2

※①～④はいずれも「障がい者」に関する数値であり「障がい児」に関する数値は含まない。

## 第3期障がい児福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

### ●児童発達支援センターの設置

内容	目標	備考
障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本的動作指導、集団生活への適応訓練などを行う施設の設置	1か所	圏域（一関市・平泉町）で設置に向けて検討

### ●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

内容	目標	備考
保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う体制の構築	2か所	現状の数値を維持する

### ●重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

内容	目標	備考
重度の障がいを重複して持つ障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	2か所	

### ●医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

内容	目標	備考
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	設置	市単独で設置に向けて検討

### ■障がい児福祉サービスの必要見込み量

サービス種類	利用者数(人/月)		伸び比 (R8/R4)
	R4	R8	
① 児童発達支援	110人	107人	0.9
② 放課後等デイサービス	192人	232人	1.2
③ 保育所等訪問支援	29人	36人	1.2
④ 計画相談支援	75人	86人	1.1